

平成25年7月30日(火)
平成25年度 第4回
大阪府河川整備審議会

参考
資料
6

石津川水系河川整備計画（原案） に関する住民意見と回答（対応方針）

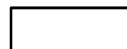
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	今回の整備計画は、ゲリラ豪雨による被害を防ぐものなのか。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしており、24時間雨量の時間経過を持った降雨条件も含めて検討の上、設定しています。</p> <p>計画規模を超えるゲリラ豪雨等の降雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p>	説明会
2	治水	和田川の赤坂橋から阪和自動車道までは護岸が低いことから、整備をお願いしたい。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>和田川では、宮川橋から南川橋までの区間(河口からの距離2.1km～2.3km区間)、鳩塚橋から赤坂橋までの区間(河口からの距離3.1km～4.0km区間)を整備対象として、堤防の余裕高が不足している箇所(築堤(嵩上げ))を行い、浸水被害の解消を図ります。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.20 に記載しており、石津川流域における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.41、P.42に記載しています。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

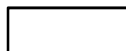
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
3	治水	2級河川・準用河川の治水計画をもっと具体的に示して欲しい。(和田川上流部) 河川整備計画が石津川流域だけでなく、和田川流域も具体的に。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>和田川では、宮川橋から南川橋までの区間(河口からの距離2.1km～2.3km区間)、鳩塚橋から赤坂橋までの区間(河口からの距離3.1km～4.0km区間)を整備対象として、堤防の余裕高が不足している箇所(嵩上げ)を行い、浸水被害の解消を図ります。</p> <p>これより上流(赤坂橋上流部)については、本整備計画期間内における洪水対策の目標をすでに確保しているため、整備対象区間には含まれていません。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.20 に記載しており、和田川における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.41、P.42に記載しています。</p>	書面
4	治水	石津川の河川改良に関してはこれまでも河道の変更を含めて随分手を入れていただいたことがありありと読み取れる。あれだけ蛇行していて、しばしば溢れていた河川を現状のところまで改良していただいたことはありがたいと思っている。現状でも通常の降雨に対しては一応安全とされているが、中区の落合大橋～毛穴大橋あたりで旧河道のまま残されている区間の屈曲部など、想定外の異常降雨時にはやはり要注意箇所だそうだが、将来的には河道区間同様泉北2号線に腹付けした直線河道への切替えも検討いただければ幸である。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>現況の河川の整備状況については参考資料P.20 に記載しておりますが、石津川の落合大橋～毛穴大橋については、当面の治水目標をすでに確保しているため、本計画期間内での整備対象区間には含まれていません。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.36、P.37に記載しています。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

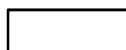
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
5	治水	河川整備は30年間ということであるが調査などは終わっているのか。美木多などの市街化調整区域は整備が後回しとなっているようである。工事の順番などがあると思われるが、昔からの農業や水害など水との関わりが深いところでもあるので早急に工事を進めてほしい。	<p>本計画は、自然環境特性や社会環境特性、土地利用等を調査し、現在の河川整備状況を踏まえ策定しています。</p> <p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川の洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしており、確保すべき治水目標に従い、整備対象区間を決定しています。</p> <p>和田川的美木多周辺については、当面の治水目標をすでに確保しているため、本計画期間内での整備対象区間には含まれていません。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.20に記載しており、和田川における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.41、P.42に記載しています。</p>	説明会
6	治水	鳳土木と堺市との連携をもっと密にして欲しい。 (二級上流の準用河川の整備に関する連携)	<p>本編P.13、P.22に堺市との連携について記載しています。</p> <p>準用河川は堺市が管理しておりますが、府管理の二級河川の整備や管理、洪水リスクに関する情報等を堺市と共有するなど、連携を密にし、流域全体での洪水リスクの軽減に努めます。</p>	書面
7	治水	下流の二級河川の方から工事を進めるのではなく、調査を実施して危険な箇所であれば堺市と調整して上流からも進めてほしい。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川の洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしており、確保すべき治水目標に従い、整備対象区間を決定しています。</p> <p>府管理の二級河川の整備や管理、洪水リスク情報について堺市と共有するとともに、準用河川管理者である堺市と連携を密にし、流域全体での洪水リスクの軽減に努めます。</p>	説明会
8	治水	稲作時期6月上旬～9月中旬までは満水になるように河川からポンプでくみ上げている。防災のために水位を下げろと言われても困る。	<p>本編P.13、P.22において、ため池の活用について記載しています。</p> <p>ため池の治水活用については、管理者の理解は不可欠と考えており、農地受益の減少等により、水位低下等の治水活用に協力いただけるため池を対象に具体的な活用方法の検討や管理者との協議を進めます。</p>	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

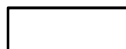
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
9	治水	ため池利用は時期(田植の時期)により、制約があるのではないですか	本編P.13、P.22において、ため池の活用について記載しています。 ため池の治水活用については、管理者の理解は不可欠と考えており、農地受益の減少等により、水位低下等の治水活用に協力いただけるため池を対象に具体的な活用方法の検討や管理者との協議を進めます。	書面
10	治水	ため池と河川の水量との調整について水利組合などとの話し合いがあるのか。	本編P.13、P.22において、ため池の活用について記載しています。 ため池の治水活用については、管理者の理解は不可欠と考えており、農地受益の減少等により、水位低下等の治水活用に協力いただけるため池を対象に具体的な活用方法の検討や管理者との協議を進めます。	書面
11	治水	農業施設のリストを見せて下さい。	参考資料P.3 図1.1.6(2)に堺市主要ため池分布図を記載しています。 参考資料P.23 図1.2.9に農業用水の取水箇所位置図を記載しています。	書面
12	治水	東南海・南海地震に伴う津波は、どの程度遡上して被害を及ぼすのか。整備計画は、これらを踏まえた計画となっているか。	本編P.14、P.19、P.23において、現時点での地震・津波対策に関する検討状況を踏まえた目標と整備内容を記載しています。 具体的には、河口部の護岸・堤防において、海溝型のレベル2地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、レベル1津波が越流しないことを目標とします。 また、レベル1津波を超える津波に対しては、津波が河川堤防を越流した場合であっても、護岸・堤防等の河川管理施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、同施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目標とします。 今後、府の地震・津波対策の方針が決まり次第、具体的な地震・津波対策の検討に着手します。 さらに、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても流域市と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。 津波が河川を遡上することも考慮した津波浸水想定については、平成25年6月6日に府危機管理室より報道発表しているため、下記URLよりご確認ください。 http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/bukai/index.html	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

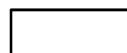
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
13	治水	津波はどのくらい遡上してくるのか。	<p>本編P.14、P.19、P.23において、現時点での地震・津波対策に関する検討状況を踏まえた目標と整備内容を記載しています。</p> <p>津波が河川を遡上することも考慮した津波浸水想定については、平成25年6月6日に府危機管理室より報道発表しているため、下記URLよりご確認ください。</p> <p>http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/bukai/index.html</p>	説明会
14	治水	地震時の「つなみ」対策を早急に策定願いたい	<p>本編P.14、P.19、P.23において、現時点での地震・津波対策に関する検討状況を踏まえた目標と整備内容を記載しています。</p> <p>具体的には、河口部の護岸・堤防において、海溝型のレベル2地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、レベル1津波が越流しないことを目標とします。</p> <p>また、レベル1津波を超える津波に対しては、津波が河川堤防を越流した場合であっても、護岸・堤防等の河川管理施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、同施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目標とします。</p> <p>今後、府の地震・津波対策の方針が決まり次第、具体的な地震・津波対策の検討に着手します。</p> <p>さらに、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても流域市と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。</p>	書面
15	治水	地域住民として、南海、東南海地震発生時の津波で石津川へ逆流した時、どれぐらいの災害が想定されるのか、シミュレーション結果が分かれば、周知して欲しいし、どこにどう避難すればよいのか、住民に対して周知指導をお願いしたい。	<p>本編P.23において、計画を超える規模の地震津波災害に対する情報提供や避難行動への支援について記載しています。</p> <p>具体的には、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても流域市と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。</p> <p>津波が河川を遡上することも考慮した津波浸水想定については、平成25年6月6日に府危機管理室より報道発表しているため、下記URLよりご確認ください。</p> <p>http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/bukai/index.html</p>	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
16	治水	もう一つ、この計画では津波が河川を遡上した場合の危険に関してはふれておいてでないようだが、海に面した海岸堤防と水門で防止されていない石津川と大和川の河口から津波が河川を遡上した場合、もちろん遡上水位、遡上速度にもよろうが、同じ旧河道の区間に危険はないのだろうか？長期的には大阪市の河口部の様な大形水門も検討していただきたいが、差し当たって現状の石津川水系に津波が侵入し、遡上した場合、どこが危険かといったシミュレーションもぜひお願いしたい。	<p>本編P.23において、計画を超える規模の地震津波災害に対する情報提供や避難行動への支援について記載しています。</p> <p>具体的には、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても流域市と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。</p> <p>津波が河川を遡上することも考慮した津波浸水想定について、平成25年6月6日に府危機管理室より報道発表しているため、下記URLよりご確認ください。 http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/bukai/index.html</p>	FAX
17	利水	田植えの時期になると河川からポンプで水を引いて農業に利用している状況が見られるが、河川の水量がわかったうえでやられているのか。水量の調査結果はあるのか。	<p>本編P.14、P.19に河川の適切な利用に関する目標及び整備内容を記載しています。</p> <p>また、本編P.10、参考資料P.23に河川の水利用状況を記載しており、石津川水系では許可水利権による取水2箇所、慣行水利権による取水30箇所の地点において井堰等により農業用水として取水されています。</p> <p>石津川本川の水量については、数年に1度計測していますが、農業用として取水されている水量については、厳密には把握できていません。</p> <p>今後、河川の適正な利用および流水の正常な機能を維持に関しては、適正かつ効率的な水利用が図られるよう、水量の状況把握を行います。</p>	説明会
18	環境	水質をきれいにするということであるが、下水道整備が進んでいない状況である。どのように考えているのか。	<p>本編P.14、P.20に水質を含めた環境の整備に関する目標及び整備内容について記載しています。</p> <p>地域住民や学校、NPO等と連携したヨシ等の植生の保全・再生等により河川が持つ自然の浄化能力を向上させるなど、環境学習の一環とした取り組みによる水質浄化に務めます。</p>	説明会
19	環境	河川の草や樹木の整備	<p>本編P.14、P.19に河川環境の整備と保全に関する目標と整備内容について記載しています。</p> <p>河川の草花などの整備については、「みどりの大阪推進計画」に基づく「みどりの風促進区域」のほか、地域の方々がボランティアで整備や管理していただいている箇所を、アドプトリバープログラムで認定し、活動を支援するとともに、良好な河川環境の整備を進めます。</p>	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

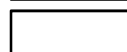
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
20	環境	堺かつらぎ線の平井大橋の周辺に桜の木を植えてもらっており環境が良くなっているが、あの一角だけでとめておくのか。	本編P.14、P.19に河川環境の整備と保全に関する目標と整備内容について記載しています。 石津川は、河口から泉北高速鉄道付近までを「みどりの大阪推進計画」に基づく「みどりの風促進区域」に指定されており、今後、堺市や地域住民等と協働して植樹を進めていきます。	説明会
21	維持	河川の定期清掃等がわかりやすくして頂きたい	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 河川の清掃については、年1回の草刈の時に、散在したゴミの収集を行っており、また、パトロール等で発見した 不法投棄等による ゴミについては、適宜、回収を行っていることを踏まえ、次のとおり修正しました。 【P.21 第2節3. 河川空間の管理】 不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川パトロール等において適宜回収するとともに、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。	書面
22	維持	落合橋から平岡大橋の川辺には今鯉のぼりが飾っており、アドプト・リバーで花を植えて綺麗になっているが、雨が降ると橋桁にゴミが引っ掛かる。洪水の時にどのような影響があるのか心配である。	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 河川の清掃については、年1回の草刈の時に、散在したゴミの収集を行っており、また、パトロール等で発見した 不法投棄等による ゴミについては、適宜、回収を行っています。 また、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動を行うことにより地域住民等の美化意思の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。	説明会
23	維持	河川の中にはえてる雑木、雑草を取り除くべきでは？	本編P.21に河川の維持等管理について記載しています。 河川内の雑木については、その状況を定期的に調査し、河川の流に悪影響を与えるものから順次撤去します。 また、堤防の雑草については、定期的に除草を実施します。	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

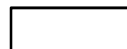
河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
24	維持	泉北2号線沿いの川の中に樹木が生えており、見た目が悪く、環境的にも良くないと思う。何とか対応して頂けないか。	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 河川内の雑木については、その状況を定期的に調査し、河川の流れに悪影響を与えるものから順次撤去します。	説明会
25	維持	河川にたい積する土砂の整備	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。	書面
26	維持	太平地区では石津川に土砂が堆積しているが、整備計画、保守のどちらで対応するのか。	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。	説明会
27	維持	定期的な巡視活動は、整備計画に含まれるのか。	本編P.21に河川の維持管理について記載しています。 河川管理施設については、定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、その結果についても公表していきます。	説明会
28	地域連携	クリーンキャンペーンで川の掃除を実施したいが、高齢者も多くとても川に下りられない。川に安全に下りられるようにしてほしい。	本編P.22に地域や関係機関との連携について記載しています。 石津川流域では、さまざまな地域活動が盛んに行われていることから、必要に応じて河川へ降りることができる段階の整備等の地域活動を促進する支援を地域住民の意見を聞きながら進めていきます。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

河川整備計画(原案)に関する住民意見と回答(対応方針)について

河川整備計画(原案)に直接関係しない意見について

番号	項目	住民意見	回答(対応方針)	聴取方法
1	その他	一本の河川を府と堺市が分担して管理しているが、なぜ区間を分けて管理しているのか。どちらかがまとめて管理したほうが効果的では。	河川の管理区間については、河川法の規定に基づき、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系は、一級河川として国が管理し、公共の利害に重要な関係がある河川は、二級河川として都道府県知事が管理しています。一級河川及び二級河川以外の河川については準用河川等として市町村が管理することとなっています。	説明会
2	その他	平井大橋の南側の堰で水をため池にポンプアップして、水田に利用しているが、工事の影響はあるか。	直接的な影響はありません。	説明会
3	その他	下水道工事が河川敷において取り残されていることに不満を感じる。	流域全体での洪水リスクの軽減に向けて、下水道部局などの関係機関と連携し、総合的な治水対策を推進します。	書面
4	その他	矢板が欠損している箇所があるが後方の土砂が流れ出しているのではないか。	河川管理施設の点検を毎年実施し、損傷、劣化状況に応じて計画的に補修を行います。	説明会
5	その他	なかよし橋周辺の工場の地盤が低く、フラップゲートが影響したのか、平成16、17年に雨水が逆流し、工場が浸水した。フラップゲート等施設の点検をお願いしたい。	河川管理施設の点検や河川パトロールの中でフラップゲート等の許可工作物についても目視点検を実施しており、異常を発見または、通報を受けた際には、各管理者に連絡し対応をお願いしています。	説明会
6	その他	準用河川の上流に府が管理する砂防河川があり、改修を進めていただいているが、どこをどのように整備するのか、どの程度安全になるのか等、地元に対して報告がない。工事の計画が決まったり、工事を行う際の地元への情報発信を徹底してほしい。今後も整備を進める予定はあるのか。	意見で示されている準用河川の上流の砂防河川については、治水上砂防のための対策工事が完了しています。 今後は、現場パトロール等を行うとともに、必要に応じて適正な維持管理に努めます。 また、作業を行う際には、地元住民の方への周知を行います。	説明会
7	その他	河川から水をポンプアップして池に貯留し、池で魚を飼っている。数年に一度、魚が酸欠を起こしているが、くみ上げている河川の水質が影響しているのか。	水質は、環境基準を達成しており、年々改善する傾向にあります。魚の酸欠の原因はわかりません。	説明会
8	その他	農業用水のポンプの耐用年数はどの程度か。毎年メンテナンスをしているのか。	メンテナンスの実施状況は存じ上げないが、一般的にメンテナンスを定期的に行えば、10年程度の耐用年数があると聞いている。	説明会